元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該元在職団体の	元在職法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として
第三十八条の二から	同法第五十条の二において準用する第三十八条の二から
第三十八条の二第八項	同法第五十条の二において準用する第三十八条の二第八項
第六十条第四号	同法第五十条の二において準用する第六十条第四号
第三十八条の二第八項の規定に基づき条例を定めている地方公共団体	地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八条の二第八項の規定に基づき設立団体が条例を定めている場合における当該特定地方独立行政法人
第六十条第七号	
第六十条第八号	第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する	地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（
第六十四条	第三十八条の二第一項	地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八条の二第一項
第六十五条	第三十八条の六第二項	地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第三十八条の六第二項

第五十三条第一項第一号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削り、「第七項」を「第一項第四号及び第七項」に、「第二十四条」を「第十五条の二第三項、第二十三条の四」に改め、「、第四十条第二項」を削り、「並びに第五十八条の二」を「、第五十八条の三」に改め、同条第三項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第六条第二項の項の次に次のように加える。

第八条第一項第四号	人事行政の運営	退職管理

第五十三条第三項の表第十七条第四項の項中「第十七条第四項」を「第十七条の二第二項」に改め、同表第十七条第五項の項中「第十七条第五項」を「第十七条の二第三項」に、「第十八条、第十九条及び第二十二条第一項において同じ」を「この節において「人事委員会等」という」に改め、同表第十八条第一項の項中「第十八条第一項」を「第十八条」に、「人事委員会」を「人事委員会等」に改め、同表第十八条第二項の項を削り、同表第十九条及び第二十二条第一項の項中「第十九条及び第二十二条第一項」を「第十八条の二、第十九条及び第二十二条第二項」に、「人事委員会」を「人事委員会等」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十一条の二第二項	任命権者が、人事委員会等の行う
第二十一条の二第三項	人事委員会等
	又は他の地方公共団体
第二十一条の四第一項	人事委員会規則で定める職（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者が定める職）
第二十一条の四第三項及び第二十二条第一項	人事委員会等
第三十八条の二第一項	人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則
第三十八条の二第二項	地方公共団体の条例
第三十八条の二第七項	人事委員会規則
第三十八条の二第八項	地方公共団体は
	その組織
第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項	人事委員会
第三十八条の六第一項	地方公共団体は
	当該地方公共団体
第三十八条の六第二項	地方公共団体
第三十八条の七	地方公共団体（この条の規定により当該職員であつた者が在職しないものとみなされる地方公共団体を含む。）の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体（以下この条において「元在職団体」という。）の事務が他の地方公共団体
	他の地方公共団体

第五十三条第三項の表第三十八条第一項の項の次に次のように加える。

特定地方独立行政法人の理事長が	特定地方独立行政法人の理事長
、地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人	特定地方独立行政法人の理事長
特定地方独立行政法人の理事長が定める職	特定地方独立行政法人の理事長
設立団体の人事委員会規則（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則）をいう	特定地方独立行政法人の規程
設立団体の人事委員会規則	特定地方独立行政法人又は設立団体は
設立団体の人事委員会又は	当該特定地方独立行政法人
設立団体は	設立団体
その特定地方独立行政法人の組織	特定地方独立行政法人（この条の規定により当該職員であつた者が在職しないものとみなされる特定地方独立行政法人とみなされる合併（地方独立行政法人法第百六条に規定する合併をいう。）により当該職員であつた者が在職していた特定地方独立行政法人（以下この条において「元在職法人」という。）の権利及び義務が他の特定地方独立行政法人
設立団体の人事委員会	他の特定地方独立行政法人
	元在職法人